

介護保険制度

	年金	医療	雇用	労災	介護
被保険者	国民年金（自営業者等） 第一号：20～60歳の自営業、学生 第二号：70歳未満の厚生年金被保険者 第三号：20～60歳の第二号の配偶者 厚生年金（被用者等）		被用者 （条件付き）	全ての被用者	第一号：65歳以上 第二号：40～64歳の 医療保険加入者
保険者	政府		政府	政府	市町村（広域連合） 特別区

	国民健康保険	国民健康保険組合	協会けんぽ	組合健保	後期高齢者医療制度
被保険者	自営業者等		被用者等		75歳以上 65～74歳の一定の障害状態
保険者	市町村 & 都道府県	国民健康保険組合	全国健康保険協会	健康保険組合	後期高齢者医療広域連合

<特定疾病>

- ・末期がん
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- ・早老症

- ・若年性認知症
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・多系統萎縮症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節や股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- パ：パーキンソン病
セ：脊髄小脳変性症・脊柱管狭窄症
リ：関節リウマチ
の：脳血管疾患
こ：後縦靭帯骨化症・骨粗鬆症(骨粗しょう症)
し：初老期における認知症
た：多系統萎縮症
が：がん
き：筋萎縮性側索硬化症
そ：早老症
と：糖尿病（合併症）
へ：閉塞性動脈硬化症

介護保険制度の変遷

2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018	2021
第一期 介護保険法施行 被保険者…市町村 第一号、第二号	第二期 介護保険法改正 地域包括支援センター創設 地域密着型サービス創設 介護予防事業、地域支援事業創設 介護予防の重視、要支援の細分化 住居費と食費を保険給付外	第三期 介護保険法改正 介護サービスの法令順守 介護職員の処遇改善に向けた基金創設	第四期 介護保険法改正 医療と介護の連携強化 介護人材確保とサービスの質向上 認知症対策の推進 高齢者の住まいの整備等	第五期 介護保険法改正 地域ケア会議設置 予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を総合事業へ 特養は在宅生活が困難な中重度の要介護者対象 自己負担が最大2割負担に	第六期 介護保険法改正 介護医療院創設 介護保険と障害福祉を融合した共生型サービス実施	第七期 介護保険法改正 自己負担が最大3割負担に 収入に応じた保険料 福祉用具のレンタル価格を適正化 地域共生社会の実現に向けた共生型サービス	第八期 介護保険法改正 介護予防健康づくり推進 保険者機能の強化 地域包括ケアシステムの推進 認知症施策の総合的な推進 持続可能な制度の構築
根拠法	計画	市町村	都道府県				
介護保険法	介護保険事業（支援）計画	3年毎	3年毎				
老人福祉法	老人福祉計画	3年毎	3年毎				
医療介護総合確保推進法	市町村計画 & 都道府県計画						
医療法	医療計画		6年毎				

一体のものとして策定されなければならない！

整合性の確保が保たれたものでなければならない

地域支援事業の包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務 ← 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用
- ・ケアマネジメント支援 ← 介護支援専門員（ケアマネージャー）への支援
- ・地域ケア会議の充実 ← 地域包括支援センター内で多職種が話し合いケアプランを確認

○在宅医療・介護連携の推進 ← 高齢者の医療機関の退院時に医療関係者と介護関係者の連携の調整

○認知症施策の推進 ← 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員

○生活支援サービスの体制整備 ← 生活支援コーディネーター、協議体の設置

■ 認知症地域支援推進員：認知症の人や家族への相談支援員。市町村本庁や地域包括支援センターに配置され、認知症の医療や介護の専門的知識経験を有する医師や看護師、保健師、社会福祉士などが担う

■ 生活支援コーディネーター：別名「地域支えあい推進員」、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくため、地域で生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす

<介護保険制度以外のボランティア的存在>

■ 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講すれば誰でもなれる

■ 介護相談員：介護相談員派遣事業で研修を受けて市町村に登録された介護相談員は介護サービス事業所に外向いて、利用者の疑問や不満などを聴き、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをする

■ 認知症ケア専門士：認知症ケア学会が認定する資格で、認知症介護従事者の自己研鑽と生涯学習を目的に設けられた

市町村 & 都道府県の役割

	市町村	都道府県
介護給付の事業所指定	居宅介護支援 地域密着型介護サービス ・グループホーム ・その他 地域密着型介護予防サービス ・グループホーム ・その他	居宅介護サービス ・デイサービス ・ショートステイ ・ホームヘルプ 施設サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
予防給付の事業所指定	介護予防支援	介護予防サービス ・デイサービス ・ショートステイ ・ホームヘルプ
支給決定	全サービス	
審査会	介護認定審査会 の設置（要介護認定） ・要介護者等の保健医療又は福祉に関する学識経験を有する者→市町村長が任命	介護保険審査会 の設置 ・被保険者を代表する委員 ・市町村を代表する委員 ・公益を代表する委員 →都道府県知事が任命（任期3年）
財政		財政安定化基金 の設置

模擬問題

介護保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護保険制度の保険者は、国である。
- 2 介護保険制度の被保険者は、40歳から64歳までの医療保険加入者が含まれる。
- 3 介護保険制度の財源は、公費と利用者の自己負担で賄われる。
- 4 要介護認定は、都道府県が設置する介護認定審査会が実施する。
- 5 保険給付に関する処分に不服がある場合は、市町村が設置する介護保険審査会に審査請求する。

第30回 問題127

介護保険制度に関する次の記述のうち、市町村の役割として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護保険給付費のための支展会計区分は、一般会計である。
- 2 要介護状態区分を定める。
- 3 介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、財政安定化基金を設ける。
- 4 第一号被保険者の保険料の徴収を特別徴収の方法によって行うことができる。
- 5 介護保険審査会を設置する。

第34回 問題131

介護保険制度における都道府県の義務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県は、6年を1期とする介護保険事業計画を策定するに当たって、各年度の地域支援事業の見込量の算出を行う。
- 2 都道府県知事は、介護サービス事業者から介護サービス情報の報告を受けた後、その報告の内容を公表する。
- 3 都道府県は、老人福祉圏域ごとに地域包括支援センターを設置する。
- 4 都道府県は、介護サービス事業者を代表する委員、介護の専門職を代表する委員、医療の専門職を代表する委員で組織される介護保険審査会を設置する。
- 5 都道府県は、要介護者及び要支援者に対し、介護保険法の定めるところにより、保健福祉事業を行う。

第29回 問題128

介護保険法の一部改正（2014年（平成26年））により、「介護予防サービス」から「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したサービスとして、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 介護予防訪問入浴介護
- 2 介護予防訪問看護
- 3 介護予防訪問介護
- 4 介護予防通所介護
- 5 介護予防短期入所生活介護

第28回 問題130

2014年（平成26年）の介護保険法の改正で新たに導入された介護予防・日常生活支援総合事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 この事業は2015年（平成27年）4月1日からの実施が義務づけられている。
- 2 この事業の財源は、介護保険特別会計からではなく、市町村の一般財源が用いられる。
- 3 この事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者は、要支援者と基本チェックリスト該当者である。
- 4 この事業における「介護予防・生活支援サービス事業」には、従来の予防給付の介護予防訪問看護と介護予防通所リハビリテーションが移行される。
- 5 この事業における「一般介護予防事業」の対象者は、第一号被保険者と第二号被保険者及びその同居家族である。

第34回 問題134

事例を読んで、M相談員（社会福祉士）がAさんの娘に説明をした入所施設について、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

S市に住むAさん（75歳）は、大手企業の管理職として仕事をしていたが、過労が原因で60歳の時に脳梗塞を起こし、緊急入院した。幸い一命は取り留め、退院後はリハビリテーションに努めたものの、右半身に麻痺が残り、要介護4の状態となった。Aさんの介護は長年、主に妻が担い、必要に応じて介護支援専門員と相談し、短期入所生活介護や訪問介護などのサービスを利用していた。しかし、1か月前に長年連れ添った妻が亡くなり、その後は娘が遠距離介護をしていたが、Aさんが、「施設に入所し、そこで残りの人生を全うしたい」と希望したので、娘はS市介護保険課のM相談員に相談した。そこで、M相談員は、S市の「入所に関する指針」等を参考にしながら、Aさんに最も適した入所施設について、娘に説明をした。

	施設サービス	要介護認定	対象、目的	医療	根拠法
1 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	介護老人福祉施設 （特養）	要介護3以上	在宅での生活が困難 生活施設	△	介護保険法 （老人福祉法）
2 介護老人保健施設	介護老人保健施設	要介護1以上	在宅復帰を目指す リハビリ施設	○	介護保険法
3 介護医療院	介護医療院	要介護1以上	療養施設、生活施設	◎	介護保険法
4 養護老人ホーム	養護老人ホーム	-	環境及び経済的理由で困窮 している65歳以上の高齢者	-	老人福祉法
5 軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	-	無料又は低額な料金で、食 事の提供その他日常生活上 必要な便宜を供与する	-	老人福祉法

第33回 問題132

次の記述のうち、国民健康保険団体連合会の介護保険制度における役割として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用を充てるため、財政安定化基金を設ける。
- 2 介護サービス事業者が利用者に提供したサービスに伴う介護給付費の請求に関し、市町村から委託を受けて、審査及び保険給付の支払を行う。
- 3 介護サービスの苦情処理等の業務や事業者・施設への指導・助言のための機関として、運営適正化委員会を設置する。
- 4 市町村が介護認定審査会を共同設置する場合に、市町村間の調整や助言等の必要な援助を行う。
- 5 保険給付に関する処分や保険料などの徴収金に関する処分について、不服申立ての審理・裁決を行うための機関として、介護保険審査会を設置する。

第29回 問題131

介護保険制度の地域支援事業における包括的支援事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 総合相談支援業務では、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護を目的とするサービスや制度を利用するための支援などが行われる。
- 2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務では、地域内の要介護者などやその家族に対し、日常的な介護予防に関する個別指導や相談などが実施される。
- 3 在宅医療・介護連携推進事業では、高齢者などが医療機関を退院する際、必要に応じ、医療関係者と介護関係者の連携の調整や相互の紹介などが行われる。
- 4 生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターと生活支援サービスの提供主体による情報共有・連携強化の場として、地域ケア会議が設置される。
- 5 認知症総合支援事業では、民生委員や地域内のボランティアによる認知症初期集中支援チームが設置される。

第31回 問題129

認知症総合支援事業に基づく認知症初期集中支援チームに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 包括的、集中的な支援をおおむね2年とする。
- 2 介護サービスが中断している者も対象である。
- 3 早期入院の初期対応体制をとる。
- 4 初回訪問は医療系職員が2名以上で行う。
- 5 チーム員に認知症サポーター1名が含まれる。

第31回 問題133

地域包括支援センターに関する介護保険法の規定についての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 市町村は地域包括支援センターを設置しなければならない。
- 2 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業に関して、都道府県が条例で定める基準を遵守しなければならない。
- 3 地域包括支援センターの設置者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 都道府県は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行わなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者は、自ら実施する事業の質の評価を行うことにより、その事業の質の向上に努めなければならない。

第30回 問題132

介護保険法における指定居宅サービス事業者（地域密着型サービスを除く）の指定に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 指定居宅サービス事業者は、市町村長が指定を行う。
- 2 事業者は、市町村長から3年ごとに指定の更新を受けなければならない。
- 3 市町村長は、事業者からの廃業の届出があったときは、公示しなければならない。
- 4 都道府県知事は、居宅介護サービス費の請求に関する不正があったとき、指定を取り消すことができる。
- 5 事業の取消しを受けた事業者は、その取消しの日から起算して3年を経過すれば指定を受けることができる。

第30回 問題134

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の役割に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 2 居宅サービス計画原案の内容について、文書でサービス担当者から同意を得なければならない。
- 3 実施状況の把握（モニタリング）に当たり、月に2回以上、利用者に訪問面接をしなければならない。
- 4 居宅サービス計画には、介護給付等対象サービス以外の、地域の住民による自発的な活動によるサービスを含めてはならない。
- 5 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めなければならない。

第31回 問題41

高齢者保健福祉の領域における地域包括ケアの推進に関して、地域福祉と関連する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 介護保険法の改正（2014年（平成26年））で、市町村に地域ケア会議が必置の機関として法定化された。
- 2 生活支援体制整備事業に規定された地域福祉コーディネーターが市町村に配置され、協議体づくりが進められている。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業では、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合などの多様な主体がサービスを提供することが想定されている。
- 4 在宅医療・介護連携推進事業には、地域住民への普及啓発が含まれる。
- 5 介護保険法では、要介護認定に関わる主治医の意見に認知症初期集中支援チームの、地域での活用に関する記載が義務づけられた。

第29回 問題37

介護保険制度と地域福祉に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 「生活支援コーディネーター」（地域支え合い推進員）は、専門職として社会福祉協議会に配置されなければならない。
- 2 包括的支援事業の中には、地域包括支援センター以外の主体にも委託できるものがある。
- 3 地方公共団体は、被保険者が住み慣れた地域で自立生活を営めるよう、その求めに応じて居住先を確保しなければならない。
- 4 「新しい総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業）は、単一の主体が独占的にサービスを提供することが想定されている。
- 5 市町村が地域ケア会議を開催する際は、当該地域の住民を参加させなければならない。

介護保険まとめ

介護保険

被保険者	第一号：65歳以上 第二号：40～64歳の医療保険加入者
保険者	市町村（広域連合） 特別区

介護保険サービス等

	市町村	都道府県
地域密着型サービスの事業所指定	○	
居宅介護支援の事業所指定	○	
介護予防支援の事業所指定	○	
介護認定審査会の設置	○	
介護保険審査会の設置		○
財政安定化基金の設置		○